

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律改正の動向

1 これまでの動き

- 平成 28 年 7 月に発生した相模原市の障害者支援施設での大量殺傷事件を契機に、厚生労働省において、措置入院患者の退院後支援のあり方等に関する検討が行われ、平成 29 年 2 月に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「法」という。）の一部改正案として第 193 回国会に提出された。

【当時の法の一部改正案の概要】

- ・ 国及び地方公共団体が配慮すべき事項等の明確化
 - ・ 措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる仕組みの整備
 - ・ 精神障害者支援地域協議会の設置 等
- しかしながら、同法案については、参議院を通過したものの、衆議院解散により平成 29 年 9 月に廃案となった。

2 廃案後の経過

- 厚生労働省は法の一部改正案の再提出について検討していたが、入院した精神障害者のうち、自治体を中心となって退院後の医療等の支援を行うことが必要であると認められる方が、適切に支援を受けられるよう環境を早期に整備していくこととした。
- このため、国は平成 30 年 3 月 27 日、各自治体が可能な範囲で積極的な支援を進められるよう、現行法に基づく「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」を発出した。
- また、警察官通報数などに大きな地域差があることを踏まえ、「措置入院の運用に関するガイドライン」も併せて発出した。

3 今後の動き

- 国は法の一部改正案の再提出について検討しているところである（平成 30 年 3 月 14 日 障害保健福祉関係主管課長会議資料）としているが、平成 31 年 1 月の第 198 回通常国会に法の一部改正案は提出されていない状況。